

委 員 長 報 告

(常任委員会・特別委員会)

1. 総務常任委員会	1
2. 農林商工常任委員会	3
3. 建設運輸常任委員会	5
4. 社会文教常任委員会	7
5. 地方分権推進特別委員会	10
6. エネルギー・環境問題特別委員会	12
7. 災害対策特別委員会	14
8. 情報化推進対策特別委員会	15
9. 次世代育成支援対策特別委員会	16

平成18年7月
全 国 知 事 会

1 総務常任委員会

総務常任委員会委員長 岡山県知事 石井正弘

去る7月5日、総務常任委員会を開催し、分権型社会における広域自治体のあり方及び国際化・基地・領土関係の提案・要望案、並びに東京都から提案がありました公会計制度の改革について審議しましたので、その概要をご報告いたします。

なお、眞の地方自治の確立に向けた地方分権改革、地方税財政対策については、6月29日に開催された地方分権推進特別委員会で審議し、取りまとめておりますので、地方分権推進特別委員会委員長からご報告いたします。

まず、分権型社会における広域自治体のあり方についてであります。

今後、国において、眞の分権型社会を構築するために、国と地方のあり方を同時・一体的に改革する新たな地方制度としての「道州制」の議論を進めるに当たっては、中央省庁の解体再編を含めた中央政府の姿や地方自治体の条例制定権等の拡充・強化、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築などについて、国民的議論を展開しながら国と地方自治体が協働して取組みを行うという視点を十分踏まえることを求めております。

また、加えて、現在、国会において継続審査となっている「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案」の早期成立を求めております。

続きまして、地域国際化・基地対策・領土問題関係についてであります。

第一は、地域国際化の推進についてであります。

地域国際化の基盤整備の一環として、地方空港・港湾のC I Q体制の整備・充実及び海外日系人や在留邦人等に対する支援、多文化共生社会を推進すること等を要望しております。

また、今回、新たに日本で犯罪を犯した外国人に対する「犯罪人引渡し条約」の締結相手国の拡大を図ること等を要望しております。

第二は、基地対策の推進についてであります。

返還後の跡地利用については、無償譲渡や無償貸付けなどの積極的な事業の実施や雇用対策等の諸課題を解決するよう要望するとともに、基地周辺及び演習に際しての住民の安全確保・環境保全対策の推進、基地周辺の生活環境の整備事業を拡充すること等を要望しております。

また、国民の生活と人権を守る観点から日米地位協定の抜本的な見直しを要望しております。

第三は、北方領土及び竹島問題の早期解決についてであります。

北方四島の早期返還のため、粘り強い外交交渉を行うとともに、国民世論並びに国際世論の喚起について要望しております。

特に、竹島問題については、領土権確立のため国際司法裁判所による解決を含め外交交渉の新たな展開を図ること等を要望しております。

第四は、拉致問題の早期解決についてであります。

北朝鮮による拉致問題の全面解決のため、関係諸国や国際機関等と連携・協調し、拉致問題の徹底的な全容解明と、安否不明者の生存確認及び早期帰国、拉致の疑いのある方々の事実確認が実現されるよう要望しております。

次に、東京都から提案がありました、「公会計制度の改革」については、「自治体において複式簿記・発生主義会計を導入することについての方向性は良いことである。」として要望案に盛り込むことに賛成する意見がある一方で、「現時点では会計基準の内容について評価ができないので、更によく検討をしてから要望すべきである。」との意見がありましたので、総務常任委員会としては、公会計制度の改革の方向性は良いと認めながら、当面全国知事会の中で検討しながら結論を得ていくことで意見を集約しましたので、ご報告を申し上げます。

また、自治医科大学運営小委員会では、作業部会を設け、医師確保対策の一環として、自治医科大学の入学及び収容定員の増員や自治医科大学の運営のあり方について幅広く検討を行っております。

2 農林商工常任委員会

委員長 秋田県知事 寺田 典城

去る6月23日、農林商工常任委員会を開催し、明年度の農林・商工関係の要望案をとりまとめましたので、その概要を報告いたします。

第一は農業の振興についてであります。

まず、平成17年3月に決定された「食料・農業・農村基本計画」の推進と、同年10月に策定された「経営所得安定対策等要綱」に基づく施策の具体化にあたっては、自然条件や地域の実情に十分配慮し、農業構造改革が着実に進展するよう、効果的な施策を講じることを要望しております。

具体的には、食の安全・安心のため、BSEや高病原性鳥インフルエンザ等に対する感染ルートの早期解明や発生した場合のまん延防止等の防疫対策等に加え、農薬の飛散防止技術の開発・普及等について、また、食料の安定供給の確保のため、食育推進の国民運動の展開、環境保全型農業の技術開発等の取組みを求めております。

農業の持続的発展については、担い手組織の法人化の推進に向けた様々な制度改正のほか、米政策改革について、新しい需給調整システムへの移行に伴う、生産調整の確実な実施などを要望しております。

また、農村等の振興については、品目横断的経営安定対策と一体的に「車の両輪」をなす農地・水・環境保全向上対策の導入に当たって、柔軟な仕組みとし、地域の継続的な取組可能となる制度とすることなどを求めております。

次にWTO農業交渉関連については、重要品目（センシティブ品目）の確保など日本提案の実現のほか、EPA・FTA交渉についても農業の持続的な発展が可能となるよう交渉を進めることを要望しております。

第二は、林業の振興についてであります。

森林の有する多面的機能の發揮と林業の持続的かつ健全な発展を図るととも

に地球温暖化防止にも貢献するため、森林整備を計画的かつ強力に推進するための新たな財源の確保や多様な森林整備に対応した施策の充実強化、間伐材の流通施策の充実、バイオマスエネルギーの利用技術の確立、森林災害の早期復旧のための支援、「山の日」創設の検討等を要望しております。

また、森林整備法人等の抜本的な経営改革を推進するための支援制度の拡充や新たな金融制度への見直しなど総合的な対策を要望しております。

第三は、水産業の振興についてであります。

水産物の安定供給の確保等を進めるため、地域の実情にあった漁場環境の維持修復、漁業協定水域における資源管理体制等の確立、悪質な密漁等防止の法改正や外国漁船による違法操業の根絶のための監視・取締まりの充実・強化、担い手育成対策等を要望しております。

第四は、中小企業の振興についてであります。

中小企業の振興を図るため、人材の育成を始めとする各種支援策や新規創業事業への支援の強化、まちづくり三法の改正を踏まえた商業振興に対する支援などを要望するとともに、信用保証協会に対する支援の拡充強化や信用補完制度の改正に当たっての中小企業の経営安定に対する十分な配慮等について要望しております。

3 建設運輸常任委員会

委員長 長崎県知事 金子 原二郎

去る6月19日、建設運輸常任委員会を開催し、明年度の建設・運輸関係の要望案をとりまとめましたので、その概要を報告いたします。

まず、社会資本整備の推進等についてであります。

第一に、国土の骨格を形成する高規格幹線道路を始めとする高速道路網の整備は、地方の自立ある発展に必要不可欠であることから、特に、9,342kmの整備計画及び予定路線を計画どおり進めるとともに、早期に整備を図ることを要望しております。

また、道路特定財源の見直しに当たっては、地方の声や道路整備の実情に十分配慮し、地方が真に必要としている道路整備を遅らせることがないようにするとともに、道路特定財源については、道路整備のための財源として確保し、地方公共団体への配分割合を高めるなど、地方公共団体における道路整備財源の充実に努めることなどについて要望しております。

第二に、整備新幹線について、整備計画どおりの早期完成、在来線鉄道の高速化、相互連携を図ることなどを要望するとともに、第三として、港湾、空港等の交通拠点の効果的、重点的な整備の推進などを要望しております。

第四に、観光立国確立に向け、訪日観光客の短期滞在査証に係る手続の改善等を進めるなど、魅力ある政策、観光地づくりを図ることを要望しております。

第五に、都市環境等の整備の計画的な推進及び都市近郊緑地を保全するための所要の対策を講じること、また、第六として、汚水処理については、下水道のみならず、集落排水、浄化槽等の整備による汚水処理人口普及率の向上と、汚泥の有効利用について要望しております。

続いて、第七として、国土保全対策については、昨年の豪雨・地震災害を受け、国民生活の安定・向上に資するため、治山、治水事業等のハード対策及び

情報システム整備等のソフト対策の充実、局地的な短時間集中豪雨に対応した降雨予測体制の充実・活用等を要望しております。

また、第八として、水資源対策については、水資源開発施設の建設コスト縮減と早期完成、既存施設の有効活用等による水利用の安定性の向上、異常渇水への対応のほか、水源地域対策の改善及びダム補償に係る生活再建措置等の充実について要望しております。

また、第九として、社会資本整備重点計画を推進するに当たって、地方公共団体の意見を十分踏まえ、事業の重点的、効果的かつ効率的な実施のための措置を講じるよう要望しております。

最後に、第十として、建築確認制度の見直しと環境整備等について、今般の構造計算書偽造問題を受け、国民の間に建築物の耐震強度に関する不安が広がっていることから、国においては、制度の見直しに責任を持って取り組むとともに、指定確認検査機関が行った確認検査に関し、当該機関に法的責任があることを法律上明確にすること。また、構造計算適合性判定制度の確実な実施に向け、その環境整備と、立ち上げ支援を行うことなどを新たに要望しております。

続きまして、地方振興の推進についてであります。

第一として、過疎・離島地域を始めとする特定地域の振興対策の推進を要望しております。

また、第二として、中山間地域の存在意義について、法律や国土形成計画の中で明確に位置付け、豊かで住みよい中山間地域を形成するとともに、都市住民の交流や定住について、総合的な対策を推進するよう新たに要望しております。

4 社会文教常任委員会

委員長 愛知県知事 神田真秋

去る6月26日、社会文教常任委員会を開催し、明年度の社会・文教関係の要望案をとりまとめましたので、その概要を報告いたします。

なお、社会文教関係のうち次世代育成支援対策につきましては、次世代育成支援対策特別委員会で取りまとめておりますので、次世代育成支援対策特別委員長からご報告いたします。

要望の第一は、「社会福祉及び保健医療対策等の拡充」に関するものであります。

社会福祉施策の推進等については、引き続き、あらゆる人々が地域で自立生活を営むことができるよう、福祉コミュニティづくりと公共交通機関等のバリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザインの普及を図ることや高齢者の介護予防及び自立生活支援の施策の拡充を図ることを要望するとともに、新たな介護保険制度の円滑な運営のための必要な措置及び介護サービスの基盤整備やサービスの質の向上の一層の推進を図ることを要望しております。

障害者施策については、この4月から障害者自立支援法が施行されたことにより新たな障害福祉サービスの仕組みとなったことから、障害者の自立と社会参加支援のための施策をさらに充実するとともに、障害福祉サービスの十分かつ適切な提供体制の確立を図ることなどを要望しております。

また、生活保護制度については、その改革にあたっては地方公共団体の意見を十分反映させることを要望しております。

保健医療体制の整備等については、引き続き、医療を取り巻く環境の変化に対応した医療提供体制の体系的整備を図ること、特に地域及び診療科における医師偏在の解消を始め、抜本的な医師確保対策を講じることを要望するとともに、へき地医療など地域における重要な役割を担う自治体病院等について、その経営の健全化を推進しやすい環境の整備などを要望しております。

さらに、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、制度の改革等を着実に行うこと、医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を早期に提示すること、また、国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進することを要望しております。

第二は、「人権の擁護に関する施策の推進」に関する要望であります。

すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進及び実効性のある人権救済制度を早急に確立すること、特に、児童・女性・高齢者の虐待を容認しない社会意識を形成するための教育・啓発の充実と必要な支援措置を要望しております。

第三は、「雇用対策の推進」に関する要望であります。

わが国の経済は、全体的には緩やかに回復を続けておりますが、一部地域においてはその足取りに遅れがみられます。雇用情勢においては、若年層の失業率や離職率などは、依然として高い水準で推移しており、こうした情勢に対応するため、若年者を含む能力開発・就業支援など、機動的かつ効果的な雇用の安定的確保対策や離職者対策を一層強力に推進することを要望しております。

第四は、「教育施策の推進について」の要望であります。

「教育改革の推進」については、地方公共団体が、自主的・自律的に地域に根ざした特色ある教育行政を実現できるよう、教育改革のための環境整備、地方公共団体の円滑な行財政運営に配慮した適切な施策の展開、さらに、中核市等への県費負担教職員の人事権移譲の検討に当たっては地方の意見を十分踏まえることを要望しております。

「政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直し」については、任命権者が政令指定都市、給与負担者が都道府県という「ねじれ」状態にあるため、制度の見直しについて早期に検討することなどを求めています。

「国民体育大会の在り方」については、昨年度、新規要望として国体が国、財団法人日本体育協会、開催都道府県の共同開催となっているにもかかわらず、財政的負担が開催都道府県に大きく偏っていることから三者の経費の応分負担

を求めるところですが、それに加えて、国体改革に当たっては、開催都道府県の意見を十分反映できるよう求めております。

なお、「教育改革の推進」のうち、新たに加えました「中核市等への県費負担教職員の人事権移譲」に関しては、人事権移譲に伴い教育力の地域格差が生じるおそれがあることなどから「現行制度の維持」を要望すべきという意見もございました。

今回の「中核市等への県費負担教職員の人事権移譲を検討するに当たっては、地方の意見を十分踏まえること」という要望案は、地方分権の流れに沿った「中核市等へ人事権を移譲することを適当とする」旨の中央教育審議会の答申などを踏まえるとともに、「現行制度の維持」を求める声があることも勘案して、国がこの問題について検討するに当たっては、十分に地方の意見を聞いて進めていただきたいという趣旨でございます。

また、「政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直し」については、昨年度は、同様の提案について種々議論が交わされた結果、「全国知事会として、今後、具体的な議論を進めるべき」という意見を全国知事会議に報告することとして、項目自体は不採用としましたが、今年度は、要望内容に「道府県が広域的調整を図る仕組みを構築すること」を加えることにより、意見の一一致をみることができたことから、新規項目として要望することとしたものであります。

5 地方分権推進特別委員会

委員長 岩手県知事 増田寛也

去る6月29日、地方分権推進特別委員会を開催し、真の地方自治の確立に向けた地方分権改革、国の法令制定時等における地方の意見の反映及び地方税財政対策の提案・要望案を取りまとめましたので、その概要を報告いたします。

政策提案の第一は、真の地方自治の確立に向けた地方分権改革に関するもので、地方財政自立のための7つの提言の実現についてであります。本提案は、「新地方分権構想検討委員会」の提言を踏まえ、今後の方針改革を加速させるため、地方六団体で本年6月7日に地方自治法第263条の3第2項の規定に基づき内閣及び国会に対して提出した「地方分権の推進に関する意見書」の内容としております。意見書は「第一次分権改革」の端緒となった平成6年9月の「地方分権の推進に関する意見書」以来、12年ぶりの地方自治法に基づく意見提出権の行使であり、地方の重大な決意と意見提出権の重みについての十分な理解と、意見書に掲げた7つの提言を一体的に実現することを強く求めることとしております。

政策提案の第二は、国の法令制定時等における地方の意見の反映に関してであります。地方の意見がより的確に反映されるため有効な手続きを定めた法整備をするなど、地方分権の基本理念に即した仕組みを制度的に保障することを提案しております。

次に、政策要望の地方税財政対策についてであります。

厳しい地方財政状況の中で、平成18年度の地方財政対策は、地方交付税や地方税等の一般財源総額が前年度並みに確保されたものの、多くの地方公共団体が依然財源不足により予算編成等に大きな支障をきたしていること、また、平成18年度までの三位一体の改革についても3兆円の税源移譲が実現したものの地方の自主性や自立性の拡大という観点からは十分な成果が上がっていない

いこと、このため、地方六団体が本年6月に内閣と国会に提出した「地方分権の推進に関する意見書」の提言を実現するとともに、平成19年度以降の「三位一体の改革」の第二期改革の道筋を明らかにし、平成19年度の地方財政対策においては、国から地方への本格的な税源移譲の実施、地方交付税や地方税等の所要一般財源の総額を確保するなど、地方財政の安定的な運営の確保が必要であることを要望しております。

また、具体的要望として、地方税に関しては、国と地方の税源配分の抜本的な見直し、地方税の徴収率向上や徴税事務の改善、法人事業税の外形標準課税制度の拡大の検討、制限税率の全廃などを要望しております。

このほか、地方交付税に関しては、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額を確保すること、「地方交付税」を「地方共有税」に変更すること、地方財政計画と決算の乖離に関し一体的な規模是正を図ること、交付税算定基準の見直しに対しては、人口・面積の基準では反映されない需要を踏まえること、国が後年度財政措置するとした約束分の交付税措置の確実な履行などを要望しております。

国庫補助負担金に関しては、意見書でも提言しているとおり、地方から提出済みの「国庫補助負担金等に関する改革案」を着実に実施し、国庫補助負担金の廃止や事務事業を廃止すること、国の関与・規制の見直し、地方超過負担の実態把握と解消を図ることなどを要望しております。

地方債に関しては、良質な資金を安定的に確保し、公債費負担を軽減する適切な措置を講じることを要望しております。

公営企業金融公庫に関しては、平成20年度に廃止され新しい仕組みへ移行するとされたため、今年度独立した項目として掲げ、長期・低利の資金を安定的に供給する共同債券発行機能の確保、現在の公庫の財政基盤の承継、全国ベースの共同資金調達機関として地方共同法人の設立などの法的枠組みを構築することを要望しております。

6 エネルギー・環境問題特別委員会

委員長 茨城県知事 橋本 昌

去る5月24日、エネルギー・環境問題特別委員会を開催し、明年度のエネルギー・環境関係の要望案をとりまとめましたので、その概要を報告いたします。

第一は、資源エネルギー対策の推進についてであります。

まず、エネルギー政策について、安定供給の確保を図ることを第一義的目標に、国内対策・対外対策を総合的・計画的に推進すること、及びエネルギー政策について国民の理解と合意が得られるよう最大限の努力を払うことを要望しております。

また、電源三法交付金制度や石油貯蔵施設立地対策等交付金制度については制度の改善を、新エネルギーについては導入促進のための支援を要望しております。

さらに、原子力政策については、情報公開や広報に取り組み、国民の信頼と理解を得ながら進めること、原子力発電所等の安全を確保すること、原子力防災対策を充実すること等について要望しております。

第二は、「環境保全対策の推進」に関する要望であります。

地球温暖化対策等については、京都議定書の発効に伴い昨年4月に策定された「京都議定書目標達成計画」に基づく方策を着実に実施し、削減約束を確実に達成すること。特に自動車に関し、渋滞緩和や低燃費車の普及促進等による地球温暖化防止策の充実に加え、排出ガスの規制強化や低公害車の普及促進等による大気汚染防止策の一層の充実を図ることを要望しております。

また、廃棄物対策等の推進については、廃棄物の資源化や処理を円滑・適正に進めるための諸施策を充実することや、産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止など、不適正処理対策推進のため、排出者責任の徹底や費用負担

徴収方法などについて見直しを図るとともに、持続可能な循環型社会を形成するため、製品の製造者などが製品の使用後にも一定の責任を果たす拡大生産者責任の考え方に基づく廃棄物処理システムの構築に取り組むことなどを要望しております。

さらに、アスベスト対策の推進については、「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進に加え、健康被害を発見するための検診制度の確立や石綿被害救済制度の充実、アスベスト飛散防止のための規制の強化など、国の責任においてアスベスト対策の充実強化を図ることを要望しております。

7 災害対策特別委員会

委員長 静岡県知事 石川嘉延

去る7月7日、災害対策特別委員会を開催し、明年度の災害対策関係の要望案をとりまとめましたので、その概要を報告いたします。

初めに、災害対策の推進については、災害から国民の生命、身体、財産を守り、社会生活・地域経済の安定を図るため、災害予防対策を充実し、応急体制を一層整備するとともに、被災地の地方公共団体への財政措置の充実強化を要望しております。具体的には、新たな事項として、国 地震防災戦略目標である住宅の耐震化を進めるため、地震保険加入に当たり、耐震性を有することが明らかになった住宅に対する新たな割引制度の導入を関係団体に働きかけることを要望しております。

また、「首都直下地震対策大綱」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱」に基づき、総合的な対策を早急に推進することを要望しております。

次に、大規模災害に対する復興支援について、被災した地域の早期復旧と復興対策等を推進するための総合的な支援制度を確立することを要望しております。具体的には、住宅本体の建築費を被災者生活再建支援制度の支給対象とするなど制度の拡充を図るとともに、基金では対応できない大規模な災害が発生した場合には、国において所要の措置を講じるよう要望しております。

また、共済制度や災害救助法に基づく住宅支援策の制度改善のほかに地震保険制度の充実についても引き続き検討することを要望しております。

最後に、国民保護の推進については、平成17年度に全都道府県で国民保護計画が作成され、今後、運用面での整備が急がれることから、新たに国民保護の項目を設け、地方公共団体が行う物資及び資機材の備蓄整備並びに訓練などについても国において所要の措置を講じることや国民保護について国民の理解を深めるための一層の啓発を要望しております。

8 情報化推進対策特別委員会

委員長 徳島県知事 飯泉 嘉門

去る6月20日、情報化推進対策特別委員会を開催し、平成19年度の地域情報化関係の要望案をとりまとめましたので、その概要を報告いたします。

我が国は、最先端のIT国家でありますが、行政サービスや医療、教育分野など国民生活に密着した利活用については、まだ多くの課題を残しております。

このような課題の解決に向けて、高度情報通信基盤の整備は、最重要課題であり、ユビキタスなネットワーク社会を実現するためには、ブロードバンド環境の整備や地上デジタル放送の高度な活用を図ることが重要であります。

そのため、本年度は、

- ①「全国均衡のあるブロードバンド環境の整備等」
- ②「地上デジタル放送の普及と活用」

の二つの項目を要望することといたしました。

①につきましては、地域間の情報格差を是正し、地域におけるブロードバンド環境の整備及び地域公共ネットワークの整備のため規制緩和を含む支援策の拡充などを要望しております。

②につきましては、2011年7月に地上テレビ放送は、アナログ放送からデジタル放送に完全移行することが決定されております。昨年12月に、中継局ロードマップが公表されたのを受けまして、アナログ時の放送エリア100%のカバー及びカバーエリア外についてもエリア内と格差なく受信できるよう、国の責任において適切な措置を講じること。また、地上デジタル放送に関するより一層の普及啓発と情報公開に努めるとともに、個別・具体的な相談等にも対応できるよう窓口機能等の充実を図ることなど、昨年より具体的に要望しております。

9 次世代育成支援対策特別委員会

委員長 熊本県知事 潮 谷 義 子

明年度の次世代育成支援対策関係の要望案につきましては、去る5月16日に実施した「次世代育成支援対策に関する提言」に沿って作成し、文書で委員の意見を照会してとりまとめましたので、その概要を報告いたします。

まず、子育て家庭に対する支援について、社会保障給付費における児童・家族関係給付を充実させ、国費による手当の充実や子育て支援税制の実施など経済的支援を強化することや、すべての親子を対象とした子育て支援サービスを充実すること、次代の親となる子どもたちを健やかに育てる取組みを進めることなどを要望しております。

次に、働き方の見直しについて、子育て支援に積極的な企業に対する税制優遇措置を創設することや、一般事業主行動計画の策定義務の拡大及び行動計画の公表の義務付けを行うこと、育児休業を取得しやすい仕組みづくりなど雇用環境の改善を図ること、また、若者の就労支援を強化し経済的自立を促すことにより未婚化・晩婚化の要因解消を図ることについても要望しております。

さらに、国民的関心を惹起し、社会全体における次世代育成支援の取組みを促進するため、子供を生み育てるについてのポジティブ・キャンペーンや、国民運動等の機運づくりを展開することについても要望しております。

次世代育成支援は、わが国の最重要の課題であり、これらの取組みを早急に進めることを求めるものであります。